

衣料切符、物資購入手帳

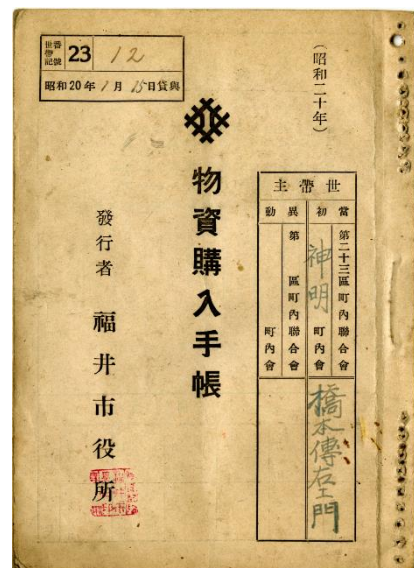


(表)

(裏、拡大)

1943年(昭和18)「衣料切符(乙)」

橋本伝右衛門家文書(当館蔵) [デジタルアーカイブへ](#)



1944年(昭和19)「物資購入手帳(昭和19年)」

橋本伝右衛門家文書(当館蔵) [デジタルアーカイブへ](#)

得心ノ購入					
購入券	購入欄	塩	油豆 揚腐	砂糖	味噌 油噌
特種物資ヲ指示ス 世帯人員捺印ノ上配給所ニ呈示	別ニ市ヨリ指示ス	割當量一月一人當 二〇〇瓦 購入券ニ人員、買受量記入捺印 三ヶ月間有効	割當量ハ市ヨリ指示 購入券ニハ世帯人員ノミ記入捺印 期限付	一人當ノ毎月ノ量ハ市ヨリ指示 購入券ニハ世帯人員ノミ記入捺印 一ヶ月間有効	味噌一人當毎月 一〇〇瓦以内 醤油ノ購入欄ヲ呈示 手帳ノ購入欄ヲ呈示

解説

1940年(昭和15)4月、日用必需品10品目(米、味噌、醤油、塩、マッチ、砂糖など)に切符制が導入されました。これは購入物品に応じて必要な点数を定めるとともに、切符と一緒に代金を支払わなければならないシステムにすることにより、買い占めや贅沢を防止しようとする狙いがありました。

42年(昭和17)2月には食糧管理法が公布され、国民の生活の必需品や主要な食糧は配給制や切符制のもとで完全に国家の管理下に置かれました。同時に衣料品の点数切符制も始まり、一人一年に都市に住むものは100点、郡部は80点とされ、背広50点、裕48点、ワイシャツ12点、手拭い3点などと定められました。しかし、多くの国民は配給品だけでは生活できず、闇市と買い出しに駆り立てられることとなります。

福井との関わり

配給は1938年(昭和13)秋の綿製品からはじまり、40年(昭和15)以降は福井県でも砂糖・薪炭・医薬品などの生活必需物資の欠乏が目立つようになり、本格的な配給統制が行われるようになりました。同年6月に敦賀市ではじめられた砂糖の切符制は、7月には福井市、8月には小浜、大野というように県下に拡大され、翌41(昭和16)年3月には県下一斉に砂糖の通帳制がとられました。

この切符制は釘・マッチ・肌着・手拭いなどにも拡大され、41年3月に砂糖と同様に、米移出県の福井県にも県下一斉に米の通帳制が実施されました。

資料の注目ポイント!!

橋本伝右衛門家文書に残る衣料切符と物資購入手帳です。切り取られた跡もあり、実際に使用されていたことがわかります。また注意事項には買溜め、買漁りなどを禁止する内容も書かれています。

関連資料

名称	概要	備考
「衣料切符（乙）」	橋本伝右衛門家文書（当館蔵） A0163-00078	当館デジタルアーカイブで閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-324272-1-p1
「物資購入手帳（昭和19年）」	橋本伝右衛門家文書（当館蔵） A0163-00076	当館デジタルアーカイブで閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-324270-1-p1

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『福井県史』 通史編5 近現代二 第二章 日中戦争から太平洋戦争へ 第一節 戦争動員体制の強化 五 戦争と県民生活
- ・『小浜市史』 通史編 第三章 戦争と小浜 第二節 日中戦争から第二次世界大戦へ
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社